

研究不正防止のための責任と権限の公表について

北九州市立大学は、「公的研究費の管理・運営」及び「研究活動における不正行為の防止」を的確に実施するため、責任と権限について次のとおり公表する。

「公的研究費の管理・運営」	「研究活動における不正行為等の防止」
<p>＜最高管理責任者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職 名 学 長 ・ 責任と権限 北九州市立大学全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う。具体的には、不正使用防止対策の基本方針を策定し、周知するとともに、以下の統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適切な管理・運営を行えるよう必要な措置を講じる。 	<p>＜最高管理責任者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職 名 学 長 ・ 責任と権限 研究活動における不正行為等について最終責任を負う。
<p>＜統括管理責任者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職 名 研究を担当する副学長 事務局長 ・ 責任と権限 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の不正防止対策の組織横断的な体制を総括する。具体的には、不正使用防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定及び実施するとともに、その状況を最高管理責任者に報告する。 	<p>＜統括管理責任者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職 名 研究を担当する副学長 ・ 責任と権限 最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為等を防止するための具体的な対策を策定、実施するとともに、その状況を最高管理責任者に報告する。

<p><コンプライアンス推進責任者></p> <ul style="list-style-type: none"> 職名 各部署の長 公的研究費執行部署の部長職 責任と権限 北九州市立大学内の各部署等における公的研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を持つ。具体的には、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部署等における不正使用防止対策の実施及び実施状況の確認、部署等内におけるコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督、公的研究費の執行を適正に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。 	<p><研究倫理教育責任者></p> <ul style="list-style-type: none"> 職名 各部署の長 責任と権限 統括管理責任者の指示の下、研究活動における不正行為等を防止するため、自己が管理監督する研究者に対して研究倫理教育を実施し、その受講状況を把握する。
<p><コンプライアンス推進副責任者></p> <ul style="list-style-type: none"> 職名 各学科等の長 公的研究費執行部署の課長職 責任と権限 コンプライアンス推進責任者を補佐し、自己の管理監督又は指導する学科等において、研究者等のコンプライアンス教育の受講管理及び公的研究費の執行状況をモニタリングし、コンプライアンス推進責任者に状況を報告する。 	<p><研究倫理教育副責任者></p> <ul style="list-style-type: none"> 職名 各学科等の長 責任と権限 研究倫理教育責任者を補佐し、自己の管理監督又は指導する学科等において、研究倫理教育責任者と連携し、研究倫理教育の推進及び受講状況を研究倫理教育責任者に報告する。